

平成29年度公益財団法人日本体育協会 公認ソフトテニス指導員養成講習会 開催要項

1. 目的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたるとともに、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主催 公益財団法人日本体育協会・公益財団法人日本ソフトテニス連盟

3. 主管 公益財団法人岐阜県体育協会・岐阜県ソフトテニス連盟

4. カリキュラム

(1) 共通科目35時間（通信講座）

(2) 専門科目40時間以上（集合講習30時間以上、その他10時間以上）

※ 時間数は競技団体によって異なる。各競技別に各都道府県競技団体が主管して実施する。

※ 講習及び試験の免除措置については、当該中央競技団体が定める基準による。

5. 期日・場所・日程

(1) 期日：平成29年11月3日（金）4日（土）11日（土）18日（土）12月2日（土）

時間はいずれも9時～17時

(2) 場所：感謝と挑戦のTYK体育館（多治見市総合体育館）〒507-0818 多治見市大畑町2-150

：多治見市笠原体育館 〒507-0901 多治見市笠原町2072-5

(3) 日程：詳細（カリキュラム）は後日参加者に通知

6. 受講者

〈受講条件〉

(1) 平成29年4月1日現在、満18歳以上の者で、実施競技団体が定める条件を満たす者。（下記）

・岐阜県ソフトテニス連盟が認める者。日本ソフトテニス連盟公認審判員資格2級以上および日本ソフトテニス連盟技術等級有資格者。

(2) 地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導にあたる指導者及びこれから指導者になろうとする者。

〈受講者数〉受講者数は最大30名程度とする。

7. 受講申込み（連絡先）

5月20日～6月20日までに日本体育協会HP「指導者マイページ」（<https://my.japan-sports.or.jp/login>）から申し込みを行うか、岐阜県体育協会HP（<http://www.gifu-taikyo.jp/shidousha/shidousha.html>）から受講申し込み書をダウンロードして記入し、下記担当者あて郵送すること。（6月20日必着・上部団体への申請締め切りの関係）

○申し込み（連絡）先・担当者

〒509-7793 岐阜県恵那市明智町41-2 恵那南高校 山上昭司

携帯 090-3587-7067 メール p88950@gifu-net.ed.jp

○申し込み締切 平成29年6月20日（火）必着

8. 受講料

共通科目：19,800円（税込）

専門科目：16,120円（税込）※事務手数料含む

（上記金額を基準とし、専門科目の競技特性、講習会等の事情により変更される場合がある）

※ 免除・資格審査料については別に定める。

9. 受講者の決定

日本体育協会において、岐阜県体育協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園（NHK学園）または岐阜県体育協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

原則として、他の日本体育協会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

（1）受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め4年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

（2）受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、日本体育協会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

10. 講習・試験の免除

既存資格及び日本体育協会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

11. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

（1）共通科目における検定試験は、通信教育（NHK学園）課題検定による判定とし、日本体育協会指導者育成専門委員会において審査を行う。

（2）専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

（3）共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

12. 登録及び認定

（1）共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、日本体育協会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

（2）登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6か月前までに日本体育協会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

13. その他

本講習会受講に際し取得した個人情報は、日本体育協会及び岐阜県体育協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係講習会を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。